

佐渡市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

佐渡市立図書館条例施行規則（平成16年佐渡市教育委員会規則第35号）の一部を次のように改正する。

第3条の表佐渡市立中央図書館の項中「（日曜日及び土曜日は午前9時から午後5時まで）」を「（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日は午前9時から午後5時まで）」に改める。

第4条の表を次のように改める。

名称		休館日
佐渡市立中央図書館		(1) 月曜日（祝日法に規定する休日を除く。）
地区 図書館	佐渡市立両津図書館	(2) 12月29日から翌年1月3日まで
	佐渡市立さわた図書館	(3) 特別整理期間
	佐渡市立真野図書館	
	佐渡市立小木図書館	
分室	佐渡市立相川図書室	(1) 水曜日（祝日法に規定する休日を除く。）
	佐渡市立新穂図書室	(2) 12月29日から翌年1月3日まで
		(3) 特別整理期間
	佐渡市立畑野図書室	(1) 木曜日（祝日法に規定する休日を除く。）
	佐渡市立羽茂図書室	(2) 12月29日から翌年1月3日まで
	(3) 特別整理期間	
	佐渡市立赤泊図書室	

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

佐渡市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

新旧対照表

新		旧																															
第1条・第2条 (略)		第1条・第2条 (略)																															
(開館時間)		(開館時間)																															
第3条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、佐渡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。		第3条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、佐渡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>開館時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐渡市立中央図書館</td> <td>午前9時から午後6時まで。<u>（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日は午前9時から午後5時まで）</u></td> </tr> <tr> <td>地 佐渡市立両津図書館</td> <td rowspan="10">午前9時から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>区 佐渡市立さわた図書館</td> </tr> <tr> <td>図 佐渡市立真野図書館</td> </tr> <tr> <td>書 佐渡市立小木図書館</td> </tr> <tr> <td>館</td> </tr> <tr> <td>分 佐渡市立相川図書室</td> </tr> <tr> <td>室 佐渡市立新穂図書室</td> </tr> <tr> <td>佐渡市立畑野図書室</td> </tr> <tr> <td>佐渡市立羽茂図書室</td> </tr> <tr> <td>佐渡市立赤泊図書室</td> </tr> </tbody> </table>	名称	開館時間	佐渡市立中央図書館	午前9時から午後6時まで。 <u>（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日は午前9時から午後5時まで）</u>	地 佐渡市立両津図書館	午前9時から午後5時まで	区 佐渡市立さわた図書館	図 佐渡市立真野図書館	書 佐渡市立小木図書館	館	分 佐渡市立相川図書室	室 佐渡市立新穂図書室	佐渡市立畑野図書室	佐渡市立羽茂図書室	佐渡市立赤泊図書室		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>開館時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐渡市立中央図書館</td> <td>午前9時から午後6時まで。<u>（日曜日及び土曜日は午前9時から午後5時まで）</u></td> </tr> <tr> <td>地 佐渡市立両津図書館</td> <td rowspan="10">午前9時から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>区 佐渡市立さわた図書館</td> </tr> <tr> <td>図 佐渡市立真野図書館</td> </tr> <tr> <td>書 佐渡市立小木図書館</td> </tr> <tr> <td>館</td> </tr> <tr> <td>分 佐渡市立相川図書室</td> </tr> <tr> <td>室 佐渡市立新穂図書室</td> </tr> <tr> <td>佐渡市立畑野図書室</td> </tr> <tr> <td>佐渡市立羽茂図書室</td> </tr> <tr> <td>佐渡市立赤泊図書室</td> </tr> </tbody> </table>	名称	開館時間	佐渡市立中央図書館	午前9時から午後6時まで。 <u>（日曜日及び土曜日は午前9時から午後5時まで）</u>	地 佐渡市立両津図書館	午前9時から午後5時まで	区 佐渡市立さわた図書館	図 佐渡市立真野図書館	書 佐渡市立小木図書館	館	分 佐渡市立相川図書室	室 佐渡市立新穂図書室	佐渡市立畑野図書室	佐渡市立羽茂図書室	佐渡市立赤泊図書室
名称	開館時間																																
佐渡市立中央図書館	午前9時から午後6時まで。 <u>（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日は午前9時から午後5時まで）</u>																																
地 佐渡市立両津図書館	午前9時から午後5時まで																																
区 佐渡市立さわた図書館																																	
図 佐渡市立真野図書館																																	
書 佐渡市立小木図書館																																	
館																																	
分 佐渡市立相川図書室																																	
室 佐渡市立新穂図書室																																	
佐渡市立畑野図書室																																	
佐渡市立羽茂図書室																																	
佐渡市立赤泊図書室																																	
名称	開館時間																																
佐渡市立中央図書館	午前9時から午後6時まで。 <u>（日曜日及び土曜日は午前9時から午後5時まで）</u>																																
地 佐渡市立両津図書館	午前9時から午後5時まで																																
区 佐渡市立さわた図書館																																	
図 佐渡市立真野図書館																																	
書 佐渡市立小木図書館																																	
館																																	
分 佐渡市立相川図書室																																	
室 佐渡市立新穂図書室																																	
佐渡市立畑野図書室																																	
佐渡市立羽茂図書室																																	
佐渡市立赤泊図書室																																	
(休館日)		(休館日)																															
第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に		第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に																															

佐渡市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

新旧対照表

新		旧	
必要と認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。		必要と認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。	
名称	休館日	名称	休館日
佐渡市立中央図書館	(1) 月曜日(祝日法に規定する休日を除く。)	佐渡市立中央図書館	(1) 月曜日
地 佐渡市立両津図書館	(2) 12月29日から翌年1月3日まで	地 佐渡市立両津図書館	(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律
区 佐渡市立さわた図書館	(3) 特別整理期間	区 佐渡市立さわた図書館	第178号。以下「祝日法」という。)に規
図 佐渡市立真野図書館		図 佐渡市立真野図書館	定する休日
書 佐渡市立小木図書館		書 佐渡市立小木図書館	(3) 12月29日から翌年1月3日まで(2)に
			掲げる日を除く。)
			(4) 特別整理期間
分 佐渡市立相川図書室	(1) 水曜日(祝日法に規定する休日を除く。)	分 佐渡市立相川図書室	(1) 水曜日
室 佐渡市立新穂図書室	(2) 12月29日から翌年1月3日まで	室 佐渡市立新穂図書室	(2) 祝日法に規定する休日
	(3) 特別整理期間	佐渡市立羽茂図書室	(3) 12月29日から翌年1月3日まで(2)に
			掲げる日を除く。)
			(4) 特別整理期間
佐渡市立畑野図書室	(1) 木曜日(祝日法に規定する休日を除く。)	佐渡市立畑野図書室	(1) 木曜日
佐渡市立羽茂図書室	(2) 12月29日から翌年1月3日まで	佐渡市立赤泊図書室	(2) 祝日法に規定する休日
佐渡市立赤泊図書室	(3) 特別整理期間		(3) 12月29日から翌年1月3日まで(2)に
			掲げる日を除く。)
			(4) 特別整理期間
第5条～第33条 (略)		第5条～第33条 (略)	